

議員提出第9号議案

大田区保育の必要性の認定等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を地方自治法第112条及び大田区議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成30年6月14日

大田区議会議長 岸 田 哲 治 様

提 出 者

大 竹 辰 治	清 水 菊 美	藤 原 幸 雄
菅 谷 郁 恵	黒 沼 良 光	金 子 悦 子
福 井 亮 二	荒 尾 大 介	

大田区保育の必要性の認定等に関する条例の一部を改正する条例

大田区保育の必要性の認定等に関する条例（昭和62年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号中「第1項又は第8項の額に100分の40を乗じて得た額。ただし、別表の階層区分B2の世帯に属する場合は、零とする。」を「零」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成30年9月1日から施行する。
- 2 改正後の大田区保育の必要性の認定等に関する条例の規定は、平成30年9月以後の月分の費用について適用する。

（提案理由）

保護者が安心して子どもを産み育てられ、安心して保育園を利用できる社会の実現に向け、保育料の負担額算定を見直し、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。